



平成30年度  
国民健康保険事業状況

埼 玉 県

# 目 次

## 用語等の手引

### I 事業概況

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 一般状況              | 1  |
| 2 | 保険給付の状況           | 3  |
| 3 | 財政状況              | 7  |
| 4 | 保険税(料)の状況         | 10 |
| 5 | 保健事業              | 15 |
| 6 | 保険医療機関等及び保険医療担当者数 | 17 |
| 7 | 市町村マップ            |    |
|   | (1)一人当たり診療費       | 18 |
|   | (2)国民健康保険税収納率     | 19 |

### II 事業状況

#### 1 事業年報集計表 (埼玉県計[A~F表]・市町村計[A~C表]・組合計[A~C表])

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| A表          | 一般状況               |
| B表          | 経理状況               |
| C表(1)       | 保険給付状況             |
| C表(2)       | 保険給付状況             |
| C表(3)       | 保険給付状況             |
| E表          | 退職者医療にかかる一般状況・経理状況 |
| F表(1)       | 退職者医療にかかる医療給付状況    |
| F表(2)       | 退職者医療にかかる医療給付状況    |
| B表(2) E表(2) | 保険税賦課徴収状況(医療給付費分)  |
| B表(3) E表(3) | 保険税賦課徴収状況(後期支援金分)  |
| B表(4)       | 保険税賦課徴収状況(介護納付金分)  |

※B表・E表保険税賦課徴収状況については市町村計のみ

#### 2 統計表

|     |           |                               |
|-----|-----------|-------------------------------|
| 第1表 | 年度別       | 世帯数・被保険者数等の状況[区分別、全体]         |
| 第2表 | 年度別       | 保険給付の状況[一般]                   |
| 第3表 | 年度別       | 保険給付の状況[退職]                   |
| 第4表 | 年度別       | 保険給付の状況[全体]                   |
| 第5表 | 年度別       | 診療費諸率[区分別、全体]                 |
| 第6表 | 一般状況(その1) | 年度末現在世帯数・被保険者数[区分別、全体]        |
|     | 一般状況(その2) | 被保険者数年間平均・介護第2号被保険者数等[区分別、全体] |
|     | 一般状況(その3) | 被保険者増減内訳・事務職員数[全体]            |
|     | 一般状況(その4) | 退職被保険者数・年間平均[退職]              |
| 第7表 | 経理状況(収入)  | その1[全体]~その4[全体]               |
| 第8表 | 経理状況(支出)  | その1[全体]~その4[全体]               |
| 第9表 | 経理状況      | その1(基金等保有額及び市町村債[組合債])[全体]    |
|     | 経理状況      | その2(資産・負債等)[全体]               |

|      |  |
|------|--|
| 第10表 | 被保険者一人当たり経理関係諸費(収入)その1[全体]、その2[全体]<br>被保険者一人当たり経理関係諸費(支出)その3[全体]~その5[全体]   |
| 第11表 | 保険料(税)賦課状況[一般](医療給付費分)その1、その2<br>保険料(税)賦課状況[一般](後期高齢者支援金分)その3、その4  |
| 第12表 | 保険料(税)賦課状況[退職](医療給付費分)その1、その2<br>保険料(税)賦課状況[退職](後期高齢者支援金分)その3、その4  |
| 第13表 | 保険料(税)賦課状況[全体](医療給付費分)その1、その2<br>保険料(税)賦課状況[全体](後期高齢者支援金分)その3、その4<br>保険料(税)賦課状況[全体](介護納付金分)その5、その6<br>保険料(税)賦課状況[全体](医療給付費分+後期高齢者支援金分+介護納付金分)<br>その7、その8 |
| 第14表 | 保険料(税)収納状況[一般]   |
| 第15表 | 保険料(税)収納状況[退職]   |
| 第16表 | 保険料(税)収納状況[全体]   |
| 第17表 | 収納率及び収納関係諸率[全体]  |
| 第18表 | 保険給付等支払状況[一般]その1、その2   |
| 第19表 | 保険給付等支払状況[退職]その1、その2   |
| 第20表 | 医療給付の状況[一般]その1~その4   |
| 第21表 | 医療給付の状況[一般：前期高齢者分再掲]   |
| 第22表 | 医療給付の状況[一般：70歳以上一般分再掲]   |
| 第23表 | 医療給付の状況[一般：70歳以上現役並み所得者分再掲]  |
| 第24表 | 医療給付の状況[一般：未就学児分再掲]  |
| 第25表 | 医療給付の状況[退職]その1~その4   |
| 第26表 | 医療給付の状況[退職：未就学児分再掲]  |
| 第27表 | 医療給付の状況[全体]その1~その4   |
| 第28表 | 高額療養費の状況[一般]   |
| 第29表 | 高額療養費の状況[一般：前期高齢者分再掲]  |
| 第30表 | 高額療養費の状況[一般：70歳以上一般分再掲]  |
| 第31表 | 高額療養費の状況[一般：70歳以上現役並み所得者分再掲]   |
| 第32表 | 高額療養費の状況[一般：未就学児分再掲]   |
| 第33表 | 高額療養費の状況[退職]   |
| 第34表 | 高額療養費の状況[退職：未就学児分再掲]   |
| 第35表 | 高額療養費の状況[全体]   |
| 第36表 | その他の保険給付の状況[全体]  |
| 第37表 | 診療費諸率[一般]  |
| 第38表 | 診療費諸率[退職]  |
| 第39表 | 診療費諸率[全体]  |
| 第40表 | 一人当たり療養(医療)諸費費用額[区分別、全体](順位表)  |
| 第41表 | 年度別・保険者別診療施設一般状況   |
| 第42表 | 年度別・保険者別診療施設診療状況   |
| 第43表 | 年度別・保険者別診療施設診療状況(国民健康保険分)  |
| 第44表 | 年度別・保険者別診療施設経理状況施設勘定分(その1)~(その3)   |
| 第45表 | 地方公営企業法の適用を受ける施設の経理状況(その1)~(その3)   |

# 用語等の手引

## 1 被保険者数の種類と構成

全体(総数) { 一般(一般被保険者)  
退職(退職被保険者)

## 2 後期高齢者医療制度

老人医療制度に代わって、平成20年4月に創設された高齢者医療制度のこと。75歳以上の後期高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上の人が加入する。

## 3 退職者医療制度

退職後に被用者保険から国保へ加入した被保険者の医療費の一部を被用者保険の被保険者の負担により賄う制度のこと。

## 4 保険給付費

「療養の給付」「療養費」「高額療養費」「出産育児一時金」「葬祭費」「傷病手当金」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計。

## 5 療養の給付(老人保健法においては「医療の給付」)

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を保険医療機関から直接、医療という現物をもって給付すること。  
「診療費(入院・入院外・歯科)」と「調剤」の合計。

## 6 療養費(老人保健法においては「医療費」)

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により、被保険者が一時保険医療機関等に支払った費用に対して、自己負担相当分を除いた額を支給するものをいう。  
「診療費(入院・入院外・歯科)」と「その他(看護、治療用装具等)」の合計。

## 7 高額療養費

医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額を超えた場合に、超えた分として支給される金額をいう。

## 8 その他の保険給付

保険給付のうち、「出産育児一時金」「葬祭費」「傷病手当金」等をいう。

## 9 療養諸費(老人保健法においては「医療諸費」)

「療養の給付」と「療養費」の合計。

## 10 診療費

診療(入院・入院外・歯科)に要した費用であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたもの。

## 11 受診率

入院・入院外・歯科及び合計ごとに、件数を平均被保険者数で除して百分率により表したものであり、100人当たりの受診件数となる。

## 12 費用額

診療報酬点数に点数単価10円を乗じたもので、被保険者が支払う一部負担金(自己負担額)を含む。「療養諸費用額」は国民健康保険における「総医療費」を意味する。

## 13 応能割・応益割

保険税(料)賦課額を算定する際の基準となるもの。

応能割とは、各被保険者の負担能力に応じて賦課されるもので、所得割(所得に応じて算定)と資産割(資産に応じて算定)がある。

応益割とは、世帯や被保険者の人数によって賦課されるもので、平等割(一世帯当たりの賦課額)と均等割(加入者一人当たりの賦課額)がある。

## 14 保健事業

被保険者の健康の保持増進のために実施される健康教室、健康相談、健康診断、保養施設等。